

「被災の時間 復興の時間」

——課題としての阪神・淡路大震災と東日本大震災——*

松田 毅

概要

We can show an important aspect of ‘philosophy of time’ from sociological observations and ethical considerations concerning our historical experiences in the relatively long run after the disasters both of the Hanshin-Awaji Earthquake in 1995 and the Great East Japan Earthquake in 2011. By focusing our attention on the ‘shadows’ of the reconstructions of Kobe in its present situation, we can indicate a temporal dynamism of ‘supplement’ of damages with something others both in our society and in the lives of victims from the examples as the corruptions in the process of rebuilding the economy or the recuperating of sufferers from the traumatic syndromes. The six points are made issues: 1. Applied philosophy is forced to face with the questions of the beings of the vulnerable individuals and society made apparent by the disaster. 2. To make the norms for ‘reducing the number of the avoidable dead after the disaster’ is one of the answers to this question. 3. In order to do the project of reducing of victims after the disaster, it is necessary for us to be conscious about the restrictions of our description and narrative of these events and activities in this project. 4. We appeal the relevance of recording the disasters and reconstruction for protecting the vulnerable individuals as a complimentary of the memories. 5. ‘The failure of the creative reconstruction’ is a bad example of the supplement in the temporal structure after disaster and ‘the recovery of the traumatized’ is a good one. 6. We must not only criticize the ‘bad supplement’, but also interpret and activate the ‘good one’ for the better reconstruction of our society.

Keywords: 阪神・淡路大震災と復興「以前と以後」; 東日本大震災; 復興; 時間;

We have learned that following a disaster there is a brief window in time through which can be seen the truth of our vulnerability. The moment moves quickly on and the window closes.*1

*1この言葉が、1994年に起きたノースリッジ大震災に関する調査報告のひとつにあることを神戸新聞の加藤正文氏に教

* CAP Vol. 8 (2016-2017) pp. 1-14. 受理日: 2015.12.31 採用日: 2016.09.16 採用カテゴリ: 研究論文(原著論文)
掲載日: 2016.12.23.

1 復興「以前と以後」: 神戸の光と陰

2015 年は、阪神・淡路大震災から 20 年がたち、その被災と復興の現状と問題を 2011 年に発生した東日本大震災の場合と関連させて、議論する多くの機会が見られる。本稿では、二つの大震災に関連する、筆者のアクション・リサーチによる応用哲学研究を下敷きに、災害被害がわたしたちに突きつける問題を「時間論」の観点から考察する。またその際、特に、2005 年に一般市民の被害のカミングアウトをきっかけに社会的に広く認知された、尼崎市を中心とした阪神地区でとりわけ深刻なアスベストによる健康被害と震災復興の問題との関連についてこれまでの神戸大学倫理創成プロジェクトの取り組みから触れる。

まず、最初に、阪神・淡路大震災と東日本大震災、ふたつの被災と復興を考えるうえで、手がかりとなる視点を導入したい。それは、住宅政策や都市計画を専門とし、神戸大学で教鞭を取った塩崎賢明の「創造的復興」の失敗に対する批判に関わるものである。

災害で運良く命を取り留めた人たちには、家を再建し生活を取り戻す「復興」という長い時間が待ち構えている。災害の発生や緊急対応は数時間から数日の勝負であるが、復興は数年から 10 年以上の長い過程である。その間に、力尽きて命を落したり、家庭が崩壊したり、町や村が衰退したりすることがある。こうした災害後の被害を「復興災害」と呼ぶ。減災のためには復興災害を防ぐための取り組みが欠かせない。(塩崎賢明『復興<災害>——阪神・淡路大震災と東日本大震災』i ~ ii 頁)

塩崎が言う「創造的復興」は、阪神・淡路大震災の復興の「メインスローガン」であるだけでなく、東日本大震災の復興構想会議の基本方針でもある。

1995 年当時の貝原兵庫県知事は、この言葉を「単に震災前の状態に戻すのではなく、21 世紀の成熟社会にふさわしい復興を成し遂げる」という意味で用いたが、塩崎は、その実態が、実は「開発的復興」であったと例を挙げて問題点を指摘する。神戸市民であれば、ある程度想像できることであるが、これは、具体的には、神戸空港建設、新長田、六甲道周辺の再開発などに多額の予算がつぎ込まれたが、採算が取れていない状況を意味する。こうしたインフラ整備は、「結局は赤字で当事者を苦しめる構図になっている」(8 頁)。塩崎によれば、「創造的復興」には、「原形復旧主義」と差異化し、新材料や新技術を用いるための国庫補助を引き出す意味合いがあった^{*2}。筆者は、ここにはすでに「復興災害」が内包する「置き換え」の問題が現れていると考える。しかし、「置き換え」の問題は、このような政治と経済の問題であると同時に、被災者の「心」と時間の深層に触れるものであることを本稿では論じる。

その問題に進む前に、復興の「以前以後」の状況を浮き彫りにするため、塩崎の著書から神戸の光と陰に関連する三つの問題を点描しておこう。これらは、実際、いずれも「復興」の陰に隠れがちで、報道も限られ、社会的には見えにくい問題ばかりである。

えられた。

^{*2}16.3 兆円のうち、新長田、六甲道の再開発を含む、「多核・ネットワーク型都市圏の形成」に、その約 6 割が使用されたとする。

復興公営住宅 20 年返還問題は、被災者が一時的な仮設住宅を出て、行政が借り上げた、市営住宅などに移り住んだことで生じている問題である。旧の居住地での自宅再建が困難、あるいはもともと借家であったなどの事情で、復興公営住宅に住んでいる被災者が、震災から 20 年たち、いま行政から退去を求められている。この場合、被災者が高齢化し、20 年間に培われた地域や近隣の人々との繋がりを失い、行き場を無くす可能性がある一方、行政は「税の支出の公平性」を納税者から求められている。高齢化も震災復興と時間の意味を考えるうえでは無視できない要素である点を確認しておきたい。

「震災障害者」の問題は、社会学者の岩崎信彦(神戸大学名誉教授)が指摘し、調査している。阪神・淡路大震災では 10,683 人の重傷者があったとされるが、そのうち障害者としての認定を受けているものは、328 人とどまる。後述するように、震災の被害は体にも心にも及ぶが、震災後長く、ケアや支援が必要なことは言うまでもない。しかし、その被害の実態も十分には把握されていない状況なのである。

第 3 は、「孤独死」の問題である。被災者医療に専心し、『孤独死』を執筆した、神戸みどり病院院長、医師、故額田勲は、この問題について概ね次のように述べている。

「孤独死」とは単なる「独居死」ではない。貧困の極みにある一人暮らしの慢性疾患罹病者(アルコール依存症も含めて)が、病苦によって就業不能に追いやられ、次いで失職により生活崩壊という悪性の生活サイクルに陥り、最終的に持病の悪化、もしくは新たな疾病の合併が引き金となって、死に追いやられるケースがあまりにも多い。その証拠にはほとんどの孤独死が異常死体(変死)として、死後、監察医の検視の対象となっており、そのことは死に至るほどの重症の患者が医療機関の系統的な日常管理から離脱していることを意味している。このように肝心の医療も含め周囲から疎外されて死に至っていく事実こそ、大災害の被災地の医療を考える上で看過しえない問題だと思われる。(額田勲『孤独死』6~7 頁から要約)

額田は、低所得、慢性疾患、社会的孤立、劣悪住環境の 4 条件で病死・自死に至るケース、これが「孤独死」である、と言う。つまり、孤独死は、震災が引き起こす公衆衛生上の深刻な課題のひとつなのである。阪神・淡路大震災被災者の(民間住宅は除く)仮設住宅と復興公営住宅の孤独死は、2013 年 12 月末現在で 1,057 人とされ、東日本大震災の場合は、2014 年 3 月時点で 112 人とされる。額田は、このような「孤独死」を「社会的孤立の果ての死」と呼び、コミュニティを失った中高年男性のひとつのパターンとしている。もちろん、孤独死は震災被害だけが原因でない点をどう考えるか、という課題もあるが、統計的に見れば、東京のような大都市の約 2 倍の「孤独死」が被災地で生じていることが指摘されている事実は無視できない。

2 震災後も続く減災の課題

復興には他にも「陰」がある。それが、筆者らのプロジェクトが取り組んでいる「震災時のアスベスト暴露による健康被害」である。阪神・淡路大震災の際の建築物の倒壊により、少なくとも 5 名の「過剰な中皮腫

の発症」(うち 4 名が労災認定されている)が生じたのである。これらの人々は、震災直後の街で解体作業・がれき処理を通してアスベストに暴露し、被災した^{*3}。ここでは私たちの行ったインタビューから、その状況の特徴づけておきたい。2014 年に行った遺族や友人のインタビューからは、その死が「死ななくてもすんだ死であること」、当時の防護対策の不備と「リスクコミュニケーション」の欠如、そして復興を急ぐことの陥穽とが見える。

当時、宝塚市在住であった、Aさんは、アスベストとは無関係の自営業を営んでいたが、震災で失業する。そのため、震災直後にアルバイトで従事した、壊れたマンションなどの、わずか2ヶ月間の解体作業でアスベストに暴露し、その後、(通常、「潜伏期」が20年から50年と言われるなか)20年を待たずに悪性胸膜中皮腫を発症し、死亡した。支援のNPOの助けもあり、労災認定された^{*4}。また、明石市清掃局に勤務していた、Bさんは、震災直後の神戸市で解体ゴミを回収する作業を行った。その後、悪性腹膜中皮腫を発症し死亡したが、家族が公務災害認定を争った。この二つの事例では、いずれの場合も、1995年当時、アスベストに関するリスク認識はなく、防塵用のマスクなどの装備をしないで作業に従事していた。

また、2008年に行った、建物解体・瓦礫処理業者に対する私たちのインタビューでは、業者や組合には多少のリスク認識はあった^{*5}ものの、それが、現場にまで十分には浸透せず、復興作業を急ぐなか、対策も追いつかなかった状況が語られている。

例えば、解体時、「アスベストの吹きつけがあるから注意なさい」というような話はなかったか、という問いに、関係者たちは、以下のように応えている。

「神戸は大変な状態であるという意識が強かった。なんとか[倒壊しかけている建物を]早く壊すか、撤去しなくてはいけない、という先入観があった。」

「復旧復興が大前提。『アスベストなんか構ってられるか』という状況。知ってはいても、実際は、復旧復興が優先されたというのが実情。」

「兵庫県や神戸市が解体費用を公的に持つ申請期間があった。それが1年だった。それ以降は自費解体になり、業者に依頼しなくてはならないので、解体は、その1年間に一斉に行われた。」

「アスベストどころではなかったし、マスクをしろ、と言われても、どこかで買える状態ではなかった。タオルを数枚持ってきて付けたが、30分もすれば、[粉じんで]真っ黒になる。タオルを替えたいが、水が出ないので、洗えない。そんな状況です。」^{*6}

以上のような回顧と被害の事実は、震災直後に予防的な防塵対策を取ることが、かなり困難ではあるが、必要なことをあらためて示している。この点は、震災当時に在住の神戸市民の不安にも現れている。(神戸大学・立命館大学の研究者、神戸市のNPOなどからなる)震災アスベスト研究会は、2014年度にアンケート調査を行い、3万通以上をポストイングし、2265の有効な回答を得たが、その約半数が「将来の健

^{*3}現在の兵庫県知事はその因果関係を認めていない。

^{*4}通常、アスベスト関連職業従事者の場合、労災認定には1年以上の従事期間の証明が必要である。アスベストによる健康被害の公衆衛生の倫理学の問題、リスク論の問題に関しては、筆者の既発表の文献を参照いただければ幸いである。

^{*5}組合の幹部は、「建設業におけるアスベストの危険は掌握しており、1985年ごろ、危険性を訴えるポスターを作って全国の組織に配布した」と証言した。

^{*6}2008年のインタビュー記録は「倫理創成プロジェクト」のwebに掲載している。

康不安」を訴えている。これも復興に陰を落としている「時間」の問題なのである。

こうした認識に立てば、将来予測される、大都市の直下型地震であれ、太平洋プレート・南海トラフタイプの地震であれ、我が国では、震災後のアスベスト粉じん飛散に対する防護と事前のリスクコミュニケーションが必要であることが分かる。これは、住民だけでなく、たとえば、「震災ボランティア」にもリスクの警告と防護対策が必要であることを意味する。また、より一般的に言えば、アスベストに限らないが、平時から潜在する(公衆衛生上の)「リスク」に事前警戒し、最大限のリスクヘッジも求められる。大震災のような災害は、こうした日常生活に隠されているリスクを暴露し、増幅させることに気づかなくてはならないのである^{*7}。つまり、(潜在的な被災者も含め)被災者には本当に酷な状況が潜在し、発災をなんとか生き延びた後も、これまで見てきたような、復興災害を抑止するための、言わば、事前警戒的な中長期的観点での「減災」の課題が私たちには突きつけられているのである^{*8}。

この中長期的な課題について別の角度から述べたい。それは、復興災害に関して予示した「置き換え」の一事例であると同時に、震災からの人間あるいは心の復興に関して、目立たないけれども、希望を与える光となりうるものである。阪神・淡路大震災当時、盛んに語られたことのなかに「ボランティア」と「心のケア」があったことをここでは想起したい。阪神・淡路大震災は日本の「ボランティア元年」とも言われたことは記憶に新しい^{*9}。しかし、本稿では「被災の時間と復興の時間」の構造を被災者の「心の傷」のケアと回復の現象から記述し、活かすことができる点に注目したい^{*10}。以下の二つの例は、臨床心理士の富永良喜(兵庫教育大学教授)が紹介しているものである。その記述に従う。

Uさんは、中学1年生の時、阪神淡路大震災を経験した。隣で寝ていた姉を亡くしたが、その後、国立大学の心理学コースに進む。しかし、大学3年生のときに、強いPTSDの症状が出た。小さいサイレンの音でもドキドキして倒れてしまいそうになり、恐怖がよみがえり、外に出られなくなった。大学の保健管理センターに赴き、「私はPTSDだから治療してください」と頼んだが、当時は、PTSDをきちんと治療できる医療機関が非常に少なかった。「こころのケアセンター」で治療をうけて回復し、その後、臨床心理士の資格をとり、現在は、東北地区の大学でカウ

^{*7}神戸新聞の加藤正文も、直木賞作家で(被災した)芦屋在住であった藤本義一が中皮腫で亡くなったことの原因の探索から始め、世界の近代産業国家の土台を支え、日常に隠されたアスベスト問題が震災において噴出すると言う(『死の棘・アスベスト 作家はなぜ死んだのか』)。東日本大震災の場合、5月頃から津波の被害の大きかった地域でも粉じんの飛散があったことが報告されている(『倫理創成研究』8号9頁)。そのモニタリングの結果は、以下にある(東京労働安全衛生センター報告書『2つの大震災から学び 来るべき都市型地震に備えるアスベスト対策の提言と普及活動』)。

^{*8}被災当事者からの聞き取りをベースにした「アクション・リサーチ」の成果のひとつとしてのブックレット『マンガで読む 震災とアスベスト』(32頁、桜風舎)は、1.祖父をアスベスト関連疾患で亡くした、神戸の大学生が被災地の震災アスベストのリスクコミュニケーションを、そのリスクを告げることを迷いつつも、地元の人々と協力し行う姿を描いた短編作品、2.マンガによる「アスベスト講座」そして 3.建物解体時のリスクなどの情報提供のコラムからなる。このブックレットは、科学研究費(25340150)で作成し、その後、マスクメーカーの協力で増刷し、東北太平洋沿岸部、南海トラフ地震の被害想定地域の高校、大学、公立図書館等や行政に配布している。

^{*9}実際には、ボランティア活動が盛んになる兆しは、筆者が学生として活動に参加した、1970年代にもすでにあったと思う。

^{*10}「震災とアスベスト」に関するセミナー(2014年9月6日盛岡市で開催の講演「災害ストレスへのセルフケアとストレス障害への対応から」(『倫理創成研究』8号15頁以下)。トラウマケアにはEMDRなどの行動療法もあるが、本稿では立ち入らない。

ンセラーをしている。

Kさんは、3歳の時に阪神・淡路大震災で父親を亡くした。小学校の低学年のときに、トラウマ反応を抱える。(震災孤児の暮らす)レインボーハウスに通う中で、親を亡くした友達と話をし、つらい気持ちを抱えているのは自分だけでないと思うようになる。(プロ野球の監督として知られていた)星野仙一氏と出会い、「私と同じ境遇なのに、なんて堂々としているのだろう。温かいのだろう。自分も前を向いて歩こう」と思えるようになった。その後、震災から9年後の小学校6年生のとき、1.17の追悼の会ではじめて自分の体験を学校で語る(その学校では児童が8名亡くなり、毎年追悼の会を大事にしてきた)。その後、兵庫県立舞子高校環境防災科に進学した。

筆者の主張はある意味で単純である。こうした範例に被災と復興(「回復」)のなかでのよい「置き換え」のモデルを見るというものである。もちろん、これは、復興過程での「(復興)税の流用」のような「悪い置き換え」の例と対比される。また、このモデルには時間論の観点から見ると、興味深い構造が現れている。この解釈の枠組みが突飛なものでないことは、(精神分析含め)哲学でもこれに類する考察が「心の病理」に即して行われてきたからである^{*11}。

富永は、Uさんの例に即して回復過程に関する心理療法について述べている。それは、「トラウマ・カウンセリング」と「長時間エクスポージャー療法」と呼ばれるものである。呼吸法と心の回復の仕組みを学ぶ心理教育との組み合わせのなかで、被災体験の語り尽くしと日常生活で「なお危険と感じて避け続けている」安全刺激にクライアントがチャレンジするプログラムが行われる。

とてもいやなカウンセリングである。非常に苦痛である。思い出したくない記憶なので、思い出せなくて泣きながら、ぼつぼつと話す。語れるようになると、『あのとき、お父さんが大きな声で怒るのは、自分を叱っているわけじゃない。あんな時に大きな声を出すのは当然なのだ』という、冷静な受け止め方に変わる。安全刺激へのチャレンジは、サイレンの音を聞くと、ドキドキばくばくするので、消防署の前に立ちドキドキが静まるまで待ちましょう、という宿題。しだいにドキドキは消えてなくなり、完全に回復した。(富永「災害ストレスへのセルフケアとストレス障害への対応」20頁、文体は松田が改変した。)

このような「ストレス障害」の症状には二つの要因がある。「強い回避」と「自責感」である。「強い回避」は、被災後の10年間、姉や震災のことを家でも学校でも一切話せなかったことや友達のあいだで「私のお姉さんはね」といった会話が始めるとその場から退くといったことである。Uさんは10年間、姉のお墓参りも行けなかった。「自責感」は、自分が姉を殺したと思い、自分が悪くないのに、悪かったと思い込むことである。富永によれば、「心の中で自分が悪かった、悪かった」とつぶやいていけば、それが刺激となり、「抑うつ」が引き起こされる。それがスト

^{*11}メルロ＝ポンティの『知覚の現象学1』(邦訳みすず書房 265頁以下)などにもそのような事例として(フロイドにも言及しながら)「失声症」の若い患者の症状と回復が取り上げられている。

レス反応、トラウマ反応を維持させるのである*¹²。

このようなトラウマ反応や「PTSD 反応」をけっして侮ることはできない。それらの心理学的には「過覚醒」と呼ばれる現象は、生体が、興奮の水準を上げ「危機」に対応しようとするものであるが、この状態は、ひとをイライラと怒りっぽくさせる。覚醒の水準が上がると、興奮し寝つかれないので、アルコールに頼って寝ることにもなりかねない。その悪循環により、アルコール依存が被災地で増えることが知られている。それは、「孤独死」の場合と共通し、鬱、心身症、ギャンブル依存、暴力のストレス関連障害とも連動する。

心理療法とその概念が「被災の時間と復興の時間」の問題を考える参照基準となるのは、そこに特有の時間性の構造とそれに呼応する、(カウンセラーとクライアント双方の)やり取りが見られるからである。その典型は、「再体験、フラッシュバック」の時間性である。つらいことが思い出されて苦しくなる、怖い夢をみる。逆に、よく思い出せないほど心が「マヒ」する。こうした時間経験のなかで特に印象的なのは「凍りついた記憶の箱」である。つまり、トラウマ体験の記憶は、記憶のふたを開けようとしても、なかなか開かないが、関連刺激に出会うと、氷が一瞬のうちに溶けて記憶の箱に吸い込まれて苦しくなるというものである。富永は、「この仕組みを理解して、どうすれば、それをじよじよに受け止められる記憶に変えていけるか」が、カウンセリングの課題であると説明する。上述の療法もその一部である。PTSD は、実際には出現頻度は非常に少ないが、家族を亡くした場合には長期的なリスクがあると付け加える。

被災と復興の時間を考えるうえで、この「課題」は避けて通れない。この課題について、『災害の襲うとき』を書いたラファエルは、カウンセリングの目標が、依頼者が、体験について、考えることも考えないことも自由にできるようになることを助力すること、その意味でカウンセラーが「感情の解除」の手助けをすることである(ラファエル.400 頁)、としている。筆者は、それが、今の場合、被災者が、自分の被災体験に目を背けるのでもなく、囚われるのでもなく、それを、自分の人生に位置づけることができるようになることを意味すると考える。この作業は容易ではないに違いないが、この点を強調して先に進みたい*¹³。

3 「被災と復興」の時間論の試み

私たちの考察は、復興の光の落とす「陰」から被災者の「心の傷」へと進んだ。しかし、被災と復興の「時間」の位相を主題化することはより困難である。とはいえ、手がかりがないではない。さしあたり、私たちが「通俗的」あるいは伝統的意味で理解している、大地震・津波の「自然史的時間」と記憶と忘却の「人間的時間」の交錯を以下のように区分けして考えることができるからである。

[1]「クロノス的」時間

水害や地震のような自然災害は、私たち(日本列島に住む者)には、線系列と不可逆性、周期的反復によって特徴づけられる時間性によって現象する。同時に、私たちの物理的身体もこの自然的時間性に

*¹²富永は、このような「ストレス反応」の現れが社会全体に見られる例として、気仙沼市の共徳丸の「震災遺構」保存をめぐる問題を指摘している。

*¹³ラファエルが「被災」の範疇に、大事故や地震のような集合的事象以外に、犯罪被害や家族の突然死などの個人的「被災」も含めて考えようとしていることも重要である(474 頁)。

帰属するという自明の事態も重要である点を指摘しておきたい。

[2] 「カイロスの」時間

「カイロス」は、ギリシャ語で「到来する時」を意味する。それはすぐにも消え去ってしまう時間である。一続きの事象の推移としての被災と復興は、「ふだん見えないものが見え、再び見えなくなる」という意味で、カイロスの時間の様相を帯びている。大地震と津波が、快適な近代の日常生活の奥底に「忘却されていた地獄」を「露開」させたことはまちがいない^{*14}。私たちの問題は、人間的な時間経験においては、「到来した時」にとどまろうとするベクトルとそこから離れようとするベクトルとが絶えずせめぎ合う点にある。

[3] 「人間的」時間

被災と復興の時間を考えるとき、「到来した時」にとどまろうとするベクトルに突き動かされる)被災者の記憶と(「到来した時」から離れようとするベクトルによる)復興する社会の変化速度の間にずれが生じる。災害心理学者らも「災害ユートピア的非日常」から「日常的現実」に被災者が回帰していくにつれて、被災者が直面する課題が変容する点を指摘する。「孤独死」でも問題になることであるが、復興から「取り残される」人々が生じるのである。また、被災と復興の現状をめぐっても、実際には被災者一人一人がおかれた状況が異なるなかで、様々な機会と出来事により、被災と復興に関連する曖昧な気分的な「間主観的融合」と苦境のただ中にある被災者の「乖離と孤立」とが経験されることになる。それは、様々なメディアが生み出すシンボリックな「出来事の共有感」と被災の事実に個別性のあいだに生じるギャップである。報道や画像、歌や物語が「見えないものを見えるように感じさせる」ことにはこの両面性がある。間主観的な人間的時間の漠然とした「融合感」と「孤独死」の場合に生じるような、そこから「乖離」した人間的時間の極限的個別化が同時に経験されるのである。

この条件の下で、「人間はどのようにして復興するのか」を記述し、時間論の観点から、応用倫理的課題として、特に、中長期的な「復興災害」を「未然に防ぐ」時間論を構築することが筆者の課題である。これまで見てきた幾つかの現象に即して言えば、特に深刻な問題が、被災当事者が被災を「忘却できない危機」と(他者に)「忘却される危機」であり、また、「置き換え」に関連する、被災と復興の「意味づけ」と「価値づけ」とをめぐる「脱構築」と「再構築」の課題とである^{*15}。以下では、上述の三つの時間位相と関連させながら、筆者の見解を述べたい。

まず、[2]の「カイロスの」時間に関して言えば、「慰霊」や「モニュメント」には、死者を悼み、被災を昇華する希望と将来への警告がある反面、被災者には、昇華し切れない「現在」の苦境、取り戻せず終わらない過去(「虚無」や「絶望」)がありうる以上、復興の時間論には、災害による被災の「痕跡」を復興により「抹消」^{*16}し、「あるべき現在と将来」によって、その苦境の「過去」と「現在」を抑圧しかねない、危険が潜む

^{*14}たとえば、吉村昭『三陸海岸大津波』(41,43,49 頁)も紹介している『風俗画報 大海嘯被害録』の絵からはそのような強い印象が得られる。

^{*15}筆者は、事象を「～として」記述する「意味づけ」と「よい悪い」に関わる「価値づけ」に関するアプローチについては、イルガングの『解釈学的倫理学』に準拠している。文学史家のヴァインリッヒが叙述する記憶と忘却の文学・技法の諸形態も本稿の課題を考察するうえで有益である。

^{*16}以上の用語や「概念」は、言うまでもないが、デリダやスピヴァクが形而上学の脱構築や文芸批評・政治的言説の文脈で用いたものである。

ことに注意を凝らす必要がある。ここで先鋭化するのが、冒頭で言及した、「復興予算の流用」が典型的に示している事態であり、それは、「本来、求められているはずのもの」が、何か別のものに「すり替えられる」構造をもっているのである*17。

その反面、すべての「置き換え」が悪いわけではない。また、何らかの置き換えをすることは、被災以後を生き抜くうえで、人間の心の「本性」に叶っているとも思われる。むしろ、私たちは、「悪い置き換え」を批判し、「よい置き換え」から学ぶべきなのであり、現にそうすることが可能なのである。上述の心理療法の範例のような、よい置き換え、つまり「再構築」の範例から学び、被災と復興を生きる「技法」を身につけるほうが、よりよいのである。「創造的復興の失敗」と「被災者の回復」とが、[3]人間的な時間の「構築と再構築」が含む、「置き換え」の「二側面」として把握できる以上、様々な「運命共有」の言説——復興増税の正当化から無条件のボランティア称揚まで——の「脱構築」作業および被災と復興とを生き抜く「技法」の「構築」が求められるのである。もし、私たちが「人間的な時間」を生きる限りは、「もはや取り戻すことができないものを何かに置き換えて埋める」営為から逃れられないならば、何らかの「解釈的構築」は不可避であると筆者は考える*18。

以上の問題は、特に「カイロス」的時間に翻弄されながらも、それに抵抗する人間的時間を生きるひとの「心」に関わるものであった。では「クロノス」的時間についてはどうか。最後に、この問題を「記憶と忘却の時間」と「記録と痕跡の時間」の観点から述べて、双方に跨がる、私たちの存在の二つの「自己同一性」を統合する努力が必要である点を主張したい。この努力は、阪神・淡路大震災と東日本大震災（そして予期される南海トラフ地震）のような大震災と復興に関わる一連の事象生起のあいだにある「タイムラグ」に注目し、「リスクヘッジ」を行うことが社会倫理的に見てきわめて重要である点に関わる。被災と復興に関連して、曖昧で多様で不確定な「解釈」を含みがちな、ひとの「記憶」をより確定的でありうる「記録」によって補完しなくてはならない事案が存在するからである*19。つまり、[1]クロノス的時間は、本源的には、記憶や経験の（再）構築による、私たちの「自己同一性」をめぐる[3]の人間的時間とは異なる次元に位置するのである。

この点について例示したい。被災証明と補償認定には被災者の「自己同一性」を証明する問題が時として立ちふさがる。この点で、職業上のアスベスト暴露による労災保険の認定の際に求められる就労証明の事例は印象的である。インタビューでも、証明が思いのほか困難である点をアスベスト被災者は語っている——この問題は震災ボランティアの被災でも起こりうる。たとえば、実は、結婚前にアスベストを扱う職業から別のアスベストとは無関係な仕事に転職していた夫が、その後、数十年を経て中皮腫を発症して亡くなった場合、妻が、夫の労災の補償を受けようとするれば、夫がどの期間にどの職場で暴露したかを裏づける、「証拠」の提出が求められる。その時間は、まさにクロノス的時間に帰着する。そして法廷では、当人の生前の記憶が消えた後、解剖により、患者の肺の中に見いだされる、一定以上のアスベスト繊維数

*17 クラインの著作『ショック・ドクトリン』にはその事例が満ちあふれている。

*18 シンポジウムに登壇された、宗教者、金田氏による被災者の「慰霊」をめぐる報告で示された「儀礼」にもそのような側面が含まれる、と筆者は考える。

*19 「タイムラグ」は、我が国が欧米諸国から遅れて「被災」した、薬害、BSE、アスベストそして原発事故などの科学技術がもたらすハザードの発生の場合にも見られる。

が患者の生前の石綿暴露の痕跡を物理的に証拠づけると見なされることがある*²⁰。

この範例が、「事象の時系列」に即した「記録」の重要性を物語ることは言うまでもない。記録を活かすことで人間も活かされるが、記録がなければ、時には記憶も否定されかねない*²¹。また、補償や労災認定が、被災者や遺族にとってある意味では、これまで述べた意味の「置き換え」であることをここでは強調したい。逆に言えば、申請が否認され、退けられることは、言わば、被災から生じる「二次災害」として被災者にさらなるダメージを与える。被災の認定(社会的承認)を巡る司法と行政上の係争は、クロノス的な時間の社会への投射とその人間的構築の側面をもつのである。この限りでは、私たちの社会は、生じた事象が元に戻せないこと、時計の針を巻き戻すことはできないことに何とかして折り合いをつけようとしているのである。

しかし、被災後の現在と将来について、生活上の様々な困難や「心の不安」を抱えながらも、被災に由来する、リスクの事実に向き合い、備える態度を取ること、それが、たとえば、アスベスト暴露の事例であれば、医療者への相談を早めに行うこと、意思決定のために必要な「判断材料」や記録を提供することに繋がるはずである。あるいは、私たちは、被災とその後の復興災害のリスクのなかでも、可能な限り「よい置き換え」の例を提示できるに違いない。阪神・淡路大震災の PTSD も震災時のアスベスト被災の事例も、そのようなモデルとして、再構築し、提供されるべきなのである。その作業は、おかれた条件を考慮すれば、被災者が単独で容易に行いうるものではない。震災からの「人間の復興」には、本稿で見たように、カウンセラーとクライアント、被災者と支援者のように、何らかのかたちでの時間の共有が求められる。

社会倫理の問題として考えるならば、「人間の復興」には、国や行政、公的機関以外に、この意味で、ボランティア、NPO、地域などの「社会資本の活用」*²²による、ケアや「サービス」が不可欠である。この点は、二つの大震災の場合も、震災によるアスベスト疾患の患者や家族の「サポート」(労災認定の手続き援助)の場合も共通している。そのような時間と時間論の構築が必要である。しかし、特に強調しなくてはならないのは、そのような構築が、様々な社会制度や法、言説、人間の関係の、不断の脱構築と再構築のなかにおかれていることである。サポートを行う者も、被災と復興(および復興<災害>)の、「意味づけ」と「価値づけ」を本質的に制約している、自らの「視点」とその視点の、被災者を前にした「二面性」とを自覚しなくてはならない*²³。災害復興の事業や様々な言説の「正当化」とシンボリックな時間共有が孕む両面性と両義性を、様々な場面で自覚し、その両面性と両義性の内実を検証することが求められるのである。

*²⁰阪神・淡路大震災の折、ボランティアが倒壊した自宅から掘り出したアルバムの「写真」が夫の生前の職歴を示したというエピソードがある。アスベスト関連の仕事に従事した労働者は、申請し、一定の審査をパスすれば、「石綿に関する健康管理手帳」が発行され、一定の健康管理上の支援を受けることができる。

*²¹阪神・淡路大震災当時の、阪神地区におけるアスベスト飛散の環境省とNPOによる観測・モニタリングの精度の違い(過小評価か過大評価か)をめぐる議論については『アスベストリスク 阪神・淡路大震災から20年』でも論じられている。この問題も、福島原発事故の場合と同様に、災害を記録する専門家の技術と倫理の問題を突きつけている。

*²²社会資本の重要性については別に論じた(Matsuda.2016)。

*²³被災者も支援者そして研究者もその「語り」と「コミュニケーション」そして「活動」には様々なとらわれ(「フレーム」や「バイアス」)がある。

4 まとめ

本稿の主張は二分される。方法論上の問題提起と考察の要点は以下の通りである。

1. 被災を通して露見する脆弱な個人と社会にどう関わるか、という課題が応用哲学に突きつけられている。
2. この課題への応答のひとつが、「死ななくてもすんだ人の死を減らす」規範を取り出し、プロジェクトすることである。（「震災とアスベスト」に関する「アクション・リサーチ」と「リスクコミュニケーション」もその一例である。）
3. プロジェクトは、その構想、事象の記述と「語り」そして「活動」が「観点」に依存していることの自覚をつねに必要とする。

また、「被災と復興」の時間論的考察の要点は次のようになる。

4. 被災と復興に関する「記憶」と「記録」は相互補完の必要がある。「記録」が重要となる局面があることを確認し、記録の保存を訴えたい。
5. 「創造的復興の失敗」と「被災者の回復」は構築と再構築を含む「置き換え」の例である。
6. 「悪い置き換え」を批判し、「よい置き換え」から学び、それを活かすことが求められる。

最後に、本稿の範囲では論じる猶予のない課題について一言述べておきたい。それが、これまでの考察の前提にある、防災上の「リスクヘッジ」、「事前警戒的」アプローチの、現実的有効性に対する懐疑への応答である。この問題は「予防原則」に関する応用哲学的な論争とも無縁ではない^{*24}。また、それは、防災の場合に、過去の教訓が「生かされていない」という意見と裏表の関係にある。筆者は、ここでは、ひとつの指針として、『文明崩壊』のダイヤモンドが「環境保護論者たちの破滅の予言がはずれてきた」という批判に対して与えた処方箋を挙げるにとどめたい。この著作の第16章「世界はひとつの干拓地」のなかで、環境保護論者への「反論への反論」を試みている（邦訳下巻432頁以下）。その10個の論点の6番目が予防原則に関わるものである。ダイヤモンドは、まず、反環境保護論者の予言もはずれてきたことを指摘したうえで、環境に関連する警告にある程度の誤報が混じらないとすれば、その「警告のシステムは慎重すぎる」と主張する。これは、多くの歴史的な「レイトレッシン」にも妥当する。また、現実には生じた環境問題は、その対処に莫大な経費がかかるので、穏当な程度の誤報はむしろ正当化されるとも述べる。さらに、警告が誤りの場合も、その理由をたどると、警告をもとに有効な対策が講じられていた場合も多い、と言うのである。本稿の「警告」も、少なくともこの控えめな意味では、その有効性が担保されるのではないだろうか。

そのような「警告」は、もちろん、無根拠なものではない。過去の被害の究明により、同じ被害を繰り返さないことを目指している。復興<災害>も含め、災害の事象系列の個性や不可測の事態を考えれば、災害には、厳密な意味の反復はないが、それでも、その生起には「パターン」や「タイプ」があることは否定で

^{*24}「予防原則」の擁護に関する筆者自身の見解は（Matsuda.2010、松田.2011a）で論じているので、参照いただければ、幸いである。

きない。想定は、はずれるかもしれないが、事前の警戒自体は、すでに述べた限りで無効・無意味ではないので、やはり警告の活動を繰り返して行うべきなのである^{*25}。

本稿は、「被災と復興」の時間を論じたが、以上の考察を通じて、この問題を考えるとき、私たちが、「平時」に潜んでいる「被災」から、つねにこの事態を見る眼差しを求められている点を注意喚起できたとすれば、了としたい。「被災」しながら、平時に発言せずに亡くなるひとたちの存在に思いをいたすことができればと思う。

付記

本稿は2015年4月25日に東北大学で開催の第7回応用哲学会大会シンポジウム「復興にどう向き合うか」で発表したものに加筆修正したものである。

謝辞

本研究の遂行にあたっては科学研究費科学補助金(課題番号20340150)を受けた。

参考文献(表)

- [1] ヴァインリッヒ.H., 1999. 『〈忘却〉の文学史 ひとは何を忘れ、何を記憶してきたか』中尾光延訳 白水社(Weinrich, H.,1997.*Lethe : Kunst und Kritik des Vergessens*. Beck. München)
- [2] 岡田広行 2015 『被災弱者』岩波新書
- [3] 加藤正文 2014 『死の棘・アスベスト 作家はなぜ死んだのか』中央公論新社
- [4] クライン.N., 2011 『ショック・ドクトリン—惨事便乗型資本主義の正体を暴く』幾島幸子・村上由見子訳 岩波書店 (Klein.N.,2008. *The shock doctrine: the rise of disaster capitalism*. Penguin Books)
- [5] 塩崎賢明 2014 『復興<災害>—阪神・淡路大震災と東日本大震災』岩波新書
- [6] 震災アスベスト研究会 2015 『アスベストリスク 阪神・淡路大震災から20年』(非売品)
- [7] スピヴァク.G.C., 2005 『デリダ論『グラマトロジーについて』英語訳序文』田尻芳樹訳 平凡社 (*Translator's preface by Gayatri Chakravorty Spivak*. 1974.The Johns Hopkins University Press.)
- [8] ダイヤモンド. D., 2012 『文明崩壊』草思社 (Diamond, J., 2006. *Collapse. How societies chose to fail or succeed*. Penguin Books.)

^{*25}「未然に防ぐ」が、「因果系列の先取り」、不作為などに関連する「事象の同一性」の哲学的問題を内包する点を筆者は別の文脈で論じた(松田.2010)。この理論的な問題は、東日本大震災以降、我が国でその著作の邦訳が進んだ、デュピュイが「予防原則」の基礎を掘崩そうとする際、ハンス・ヨナスの『責任の倫理』と事象分岐のモデルを含む、D.ルイスの可能世界論とを同時に批判する点などを考えれば、さらに問うに値する哲学的問題を含んでいる。今後の課題としたい。

- [9] デュピュイ, J-P., 2012『ありえないことが現実になるとき:賢明な破局論にむけて』桑田光平・本田貴久訳 筑摩書房 (Dupuy.p.,2004 *Pour un catastrophisme éclairé :quand l'impossible est certain*.Seiul)
- [10] 富永良喜 2015 「災害ストレスへのセルフケアとストレス障害への対応」神戸大学倫理創成プロジェクト編『倫理創成研究』8号 pp.15-29.
- [11] 特定非営利活動法人東京労働安全衛生センター報告書 2015『2 つの大震災から学び 来るべき都市型地震に備えるアスベスト対策の提言と普及活動』
- [12] 中部剛・加藤正文著 2014『忍び寄る震災アスベスト 阪神・淡路と東日本』かもがわ出版 インタビュー「アスベスト災害を問う」pp. 134-138.
- [13] 額田勲 2013(1999)『孤独死 被災地で考える人間の復興』岩波現代文庫
- [14] 松田毅 2008 「環境リスクの倫理学序説」『倫理創成研究』1号 pp.1-18.
- [15] 松田毅 2010 「ライブニッツによる原因概念の分析—その歴史的な文脈と現代的な可能性」『ライブニッツ研究』日本ライブニッツ協会編 創刊号 pp. 115-134.
- [16] Matsuda. T., 2010. “A Consideration about the Foundation of Precautionary Principle From Japanese Cases and Discussions in Environmental Ethics” *Proceedings of The 1st International Conference Applied Ethics and Applied Philosophy in East Asia*, Kobe University. 松田・稲岡編 pp.87-99.
- [17] 松田毅 2011a 「リスクと安全の哲学—アスベストによる健康被害に関するアクション・リサーチから」『応用哲学を学ぶ人のために』戸田山和久・出口康夫編 世界思想社 pp.47-57.
- [18] 松田毅 2011b 「横浜鶴見区のアスベスト健康リスク調査における「登録もれ」に関する考察」『倫理創成研究』4号 pp.86-113.
- [19] 松田毅・竹宮恵子(監修)2012『石の綿—マンガで読むアスベスト問題』神戸大学人文学研究科倫理創成プロジェクト・京都精華大学マンガ研究科機能マンガプロジェクト かもがわ出版
- [20] 松田毅 2013 「地域の災害を認識すること・記録すること・伝えること」『リンク』3号神戸大学地域連携センター編 pp. 147-150.
- [21] 松田毅(監訳) 2014 イルガング『解釈学的倫理学—科学技術社会を生きるために』昭和堂 (Irrgang,B., 2007. *Hermeneutische Ethik, Pragmatisch-ethische Orientierung in technologischen Gesellschaften*, Darmstadt, Wissenschaftliche Buchgesellschaft)
- [22] 松田毅 2015a 「公衆衛生のための倫理学—アドヴォカシーの観点から」『倫理創成研究』8号 pp.84-98.
- [23] Matsuda. T., 2015b. “A Projective Hermeneutical Ethic from Environmental Risks in Japanese Context” *'Transdisziplinär' 'Interkulturell'.Technikphilosophie nach der akademischen Kleinstaaterei. (Technologien philosophieren, Band 1)*, Würzburg: Königshausen & Neumann. 2015: Funk, Michael (Hg.) pp.387-399
- [24] Matsuda. T., 2016. “Towards environmental ethical conception of “social capital” as “commons” ” *Proceedings of The 6th International Conference Applied Ethics and Applied Philosophy in East Asia* 国立台湾大学 forthcoming.
- [25] メルロ＝ポンティ. M., 1975 『知覚の現象学1』竹内芳郎・小木貞孝訳 みすず書房 (Merleau-Ponty.M., 1945. *Phénoménologie de la perception*. Gallimard. Paris)

- [26] 宮地尚子 2007『環状島=トラウマの地政学』みすず書房
- [27] ラファエル・B., 1989『災害の襲うとき カタストロフィの精神医学』石丸正訳 みすず書房
(Raphael.B.,1986.*When Disaster strikes How Individuals and Communities cope with catastrophe.*
Basic Books. New York.)
- [28] 吉村昭 2004『三陸海岸大津波』文春文庫

著者情報

松田毅(神戸大学)